

韓国におけるいじめ問題：実態とその特徴について

田中，光晴
九州大学大学院人間環境府教育システム専攻：博士課程2年

山下，達也
九州大学大学院人間環境府教育システム専攻：博士課程2年

<https://doi.org/10.15017/7374760>

出版情報：国際教育文化研究. 7, pp.121-131, 2007-06-30. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



韓国におけるいじめ問題

－実態とその特徴について－

田中 光晴 ・ 山下 達也

はじめに

近年、韓国では、青少年の内的問題と関連して、青少年の無力感と鬱病、疎外感など精神的な問題、飲酒、栄養、体格、体力、食習慣および青少年の自殺問題が特に多く提起されている⁽¹⁾。そして、青少年による逸脱行動と関連して、殺人と暴力などの「犯罪行為」のほか、家出や10代の売買春、援助交際及び暴走行為といった「社会的逸脱」が現れていることも指摘されている。また、青少年のコンピューターゲーム没頭現象、アダルトサイトへの接続、ハッキングとウイルス流布等青少年によるコンピューター関連の逸脱行動と犯罪が大きく社会問題としてクローズアップされているのも近年の韓国の特色といえる。

学校においては、学級崩壊、不登校、過剰な私教育費、過熱する受験競争とそのストレスからの自殺、いじめなど日本と同様の現象が教育課題として指摘されることが多い。韓国政府はこれらの問題の実態調査を実施し、予防・解決案を提出するなど対策を講じている。

現在、日本においては、いじめによる自殺で子どもを失った保護者などから構成される「いじめ被害者の会」がいじめ根絶などを訴え全国の教育委員会を訪れているほか、文部科学省もいじめ問題の組織的な取り組みの充実や相談体制の充実、対応マニュアルの策定について動き出している⁽²⁾。一方、日本と同様、あるいはそれ以上にいじめ問題が深刻化する韓国では、2007年4月から学校でのいじめに悩む児童・生徒たちが、政府に身辺保護の派遣を依頼できるという施策が講じられている⁽³⁾。今後、政策自体の評価が慎重になされなければならないことはいうまでもないが、こうした教育問題への韓国の行政の対応の速さには驚かされることが多い。このような隣国のいじめ問題およびその取り組みについて検討することは、いじめ問題が深刻化し、その対策が喫緊の課題である日本にとって重要な作業である。そもそも本稿が韓国に着目する積極的な理由は、歴史・文化・制度的条件が大きく異なる欧米ではなく、それらの条件がある程度類似している韓国への着眼により、日本社会における教育のあり方を捉え直し、その方向を見定める上で有益な視座を得ることができるという点にある。しかしながら、韓国におけるいじめ問題を取り扱った研究は、西欧のいじめ問題を取り扱った研究に比べて少なく、その動向や対策は十分に明らかにされていないのが現状である。

そこで本稿では、韓国におけるいじめの定義や社会問題化のプロセス、また、いじめ問題に対する国の施策等について検討し、韓国におけるいじめ問題の特徴を明らかにすることを目的とする。

1. 韓国におけるいじめの定義

韓国におけるいじめ問題の現状を明らかにするうえで、まず、いじめがおもにどのような行為を指し、どのようなことばで語られているかといった、その定義について確認しておく必要がある。

韓国の学校におけるいじめの意味や定義は、以下に示す通り、研究者により異なっているが、一般的には“집단따돌림”(集団つまはじき)、“집단괴롭힘”(集団苦しめ)といったことばが使われ、“왕따”(ワンタ)という俗語が使用される場合も多い⁽⁴⁾。集団つまはじきについては、青少年相談研究所が行なった調査において、「2名以上が集団を成し、特定の人をその属している集団内で阻害させ、構成員としての役割遂行に制約を加えたり、人格的に無視、あるいは陰險な言語的、身体的一切の行為」と定義されている⁽⁵⁾。また、韓国教育開発院は、これを「2名以上が集団を成し、孤立した特定人に繰り返し、持続的に心理的、身体的加害を加える行為」と定義している⁽⁶⁾。これら二つの定義に共通するのは、いずれも加害者の立場からその行為の内容を指している点である。これに対して被害者の立場から定義したものも存在する。例えば、教育人的資源部の課題政策の一つとして韓国青少年開発院が行なった 1999 年発表の報告書では、集団つまはじきを、「同じ学校の児童・生徒間でおこることで、数名、あるいは、優位な位置にある一名の児童・生徒が弱い立場にある児童・生徒を持続的に孤立させられ、苦しめられていることをいい、肉体的心理的な苦痛をすべて含む」⁽⁷⁾としている。

日本におけるいじめの定義も多様であるが、以上のように、韓国においても、いじめに対応すると考えられる行為や状態をあらわすことばについて複数の定義や説明、解釈が存在する。しかし、その内容についてみると、집단따돌림, 집단괴롭힘, 왕따の意味するところは類似しており、いずれも日本のいじめに包括される概念といえる。そこで本稿では、以下、韓国における 집단따돌림, 집단괴롭힘, 왕따などを基本的に「いじめ」と称し、必要に応じてそれぞれの単語を用いることとする。

2. いじめの社会問題化とその特徴

ここでは、韓国においていじめが社会問題化したプロセスを明らかにし、韓国におけるいじめの内容とその特徴についてみていきたい。

韓国においてマスコミがいじめ問題に関心を示すようになったのは、90 年代に入ってからのことであった。韓国刑事政策研究院によれば、韓国では、1995 年夏、学校のクラスメイトから

持続的にいじめをうけてきた高校1年生がこれに耐えられず、自宅アパートから投身自殺した事件^⑧が発生し、これをきっかけに「집단따돌림（集団つまはじき）」、「왕따（ワンタ）」などと呼ばれる現象が言論の注目をあびはじめたとされる。

韓国刑事政策研究院（김준호、박정선、김은경：キムジュンホ・パクジョンソン・キムンギョン：1997）の『학교주변 폭력의 실태와 연구 A Study on Violence around the School（学校周辺暴力の実態と研究）』では、集団つまはじきを学校暴力の一類型として分類し、その実態を調査している。この調査結果が発表されて以来、いくつかの機関で部分的ではあるがいじめの実態を把握するための大規模な実態調査が実施された。そのおもなものは以下のとおりである。

- ① 구본용、1997年『青少年の集団つまはじきの原因と指導方案』青少年対話の広場、青少年相談研究報告書 29
- ② 박진생 1999年「青少年集団つまはじきの原因と影響は何か？」『青少年集団つまはじきはどうするか？』ソウル家庭法院少年支援保護者協議会、1999
- ③ 박경숙、손희권、송혜정、1998年『学生のワンタ現象に関する研究』韓国教育開発院
- ④ 김용태 외、1999年『いじめめるこども、いじめられるこども』青少年対話の広場
- ⑤ 이해영、김영철、1999年『学生の集団つまはじきに対する対策研究』韓国教育開発院

1998年に韓国教育開発院が初・中等学生 6800 余名を対象に調査（上記③）した結果によれば、対象者中 24.2%の児童・生徒がいじめの被害を経験したことがあると現れた。キムヨンテなどの調査（上記④）では、応答者の 30%がいじめを受けたことがあると応答している。また、上には挙げていないが、全国教職員労働組合がソウルと首都圏所在の中等学生を対象に調査した結果を見れば、応答者の 4.7%がこの1年間でいじめを受けた経験があると答えた。これらの実態調査の結果を見れば調査によっていじめの被害程度が 5%～30%の差が現れており、実際には正確な数量的把握がなされているとはいいがたい。数量把握調査の補完は本稿の目的とするところではないため、ここではこうした実態把握調査が 1990 年代後半から活発に試みられ出した点を強調しておきたい。

それでは、現在の韓国のいじめとは具体的にどのようなものであるのか、その実態を窺い知るには「一陣会」という組織を見落とすことができない。「一陣会」とは学校暴力サークルといわれる、複数の学校に存在する児童・生徒たちによる組織である。同会の活動内容は、2005 年 1 月、警察庁主催で行なわれた「校内暴力予防」の警察ワークショップにおけるチョン・セヨン興士団・教育運動本部委員（52 歳/中学教師）の発表によって明らかにされ、韓国社会に大きな衝撃を与えた^⑨。

チョン委員はこの発表文で、「いくつかの学校の一陣会組織が集まって地域連合を結成し、地域連合が自治区ごとにさらに連合し、最終的に“ソウル連合”にまで広域化している」とし、「一陣会に属する子どもたちはインターネットコミュニティを運営しながら、わいせつな映像などを掲載したり、各種の情報交流や団結活動をしている」と発表した。さらに、こうした一陣

会の広域化現象についてチョン委員は、「ひとつの学校で暴力の被害を受けた、あるいは“いじめ”にあった生徒は、ほかの学校に転校しても、連合化した一陣会の魔の手から逃れることはできないだろう」という重要な指摘をしている。すなわち、複数の学校に存在する「一陣会」のインターネットコミュニティによって、いじめ被害者の情報が全国的に共有され、被害者がいじめを苦に違う学校へ移ったとしてもいじめが継続して行なわれるというシステムが構築されているのである。換言すれば、「一陣会」を中心にいわば「いじめネットワーク」が築かれているため、被害者が学校を移ることがいじめからの開放に繋がらなくなっているのである。こうしたインターネットコミュニティ利用によるいじめの広域化や継続性は、現代韓国におけるいじめの大きな特徴のひとつといえよう。

「一陣会」の中では、暴力を一種の遊びと考える文化が広がり、「殴り遊び」、「いじめ遊び」をはじめ、1人の生徒の首を一瞬強く締めて気絶させる「気絶ごっこ」や「レイプごっこ」も行なわれているという。

以下、「一陣会」が絡んだいじめの実例⁽¹⁰⁾をいくつか挙げたい。

①2007年1月、地方のある小学校を卒業した女子生徒が、入学した中学校の上級生たちから集団わいせつ行為の被害にあった。3年生の上級生たちとチャットをしていて「先輩の言うことは何でも聞かなくてはならない。約束した場所に来なかったら殺す」と脅迫されたという。約束の場所で待っていた中学校の上級生7人は、やってきた女子生徒を集団で性的暴行に及んだ。さらに、暴行を行なった上級生たちが堂々と「〇〇（女子生徒の名前）をやっちゃった」と言いふらし、そのうわさは学校内で瞬く間に広まった。これを苦に女子生徒は結局家出したという。

②ソウル在住の中学校3年のある男子生徒は最近まで学校の「一陣会」のメンバー5～6人に二日に一回の割合で「金をもってこい」と脅迫されていた。男子生徒は最初は小遣いの中から、1000～2000ウォンを持ってきて渡した。しかし一陣会のメンバーは4000～5000ウォンに要求額を増やした。さらに、「100ウォンごとに一発ずつ殴る」という脅迫もあったという。男子生徒はカラオケや学校の裏山に引っ張っていかれ「死ぬほど」殴られたり蹴られたりする目に遭っていたため、要求を拒否することができない状況であった。カラオケは「音が外に漏れないから」といった理由で「一陣会」のメンバーが集団暴行の場所としてよく利用するという。

③中学校2年生の男子生徒が同じクラスの9人の生徒から継続的に暴力を振るわれた。彼らの集中攻撃にあった男子生徒は、一週間に4～5回ずつ頭と顔を殴られたという。男子生徒は「最初は、他の生徒たちの前で殴られるのが恥ずかしかったが、次第に恐怖心しか感じなくなった」と言う。状況を知った両親が男子生徒を病院に連れて行き頭部MRI写真を撮って見たところ脳梗塞になっていることがわかった。男子生徒は「脳の右半球で脳細胞の一部が損傷し、脳神経の再生は難しく、言語障害や記憶力の一部が鈍化する」状態であった。

韓国のごしたいじめの現状は当然、学校に通う子どもをもつ保護者たちの不安を増大させている。保護者の中にはこうした状況から子どもを保護するひとつの方途として、子どもを海外へ留学させるというケースも増加している。以下に挙げているのはその一例である。

ソウル在住のある保護者は、中学一年生の娘が「一陣会」のメンバーたちから暴力を繰り返して受けていることを知った。保護者は学校の懲戒委員会で娘の負傷被害を見せながら訴えはしたものの、結局娘を「一陣会」から隔離させるため海外留学させることに決めた。

以上で見た例は、いずれも中学校あるいは中学生の事例であるが、いじめ問題の広がりという点で見過ごすことのできない重大な問題は、こうした「一陣会」の構成員および準構成員が児童・生徒にまで低年齢化する現象を見せていることである。

チョン委員によれば、「一阵会は最近、中学生が小学校高学年の子どもたちを視察し、5年生の時に6年生の推薦で1次選抜、6年生の時に2次選抜、中学生になると申告式を経て正式メンバーにしている」と説明した。こうした「一阵会」をめぐる問題の全貌解明と根本的な解決を目的に、警察庁は2007年3月、同年4月まで設けられている「学校暴力、自主通報・被害通報期間」で、「一阵会」の児童・生徒が自主通報すればリーダー格のメンバーであっても司法処理しないことを明らかにした。また被害児童・生徒が「一阵会」の児童・生徒の暴力行為を通報し、個人が特定された場合でも、加害児童・生徒が「一阵会」を脱退するなら善処する方針をとった。しかし一阵会を脱退せず、暴力を続けるなら5月からは取り締まりの対象として関係児童・生徒を司法処理し、組織を強制解散させると発表したのである。

以上のことから、近年の韓国におけるいじめの特徴として以下のことがいえる。それは、「一阵会」という地域間、学校間を横断する組織によっていじめ問題が深刻化しているということである。敷衍すれば、こうした組織の存在によって学校内での組織的暴力が助長されるだけでなく、インターネットコミュニティによっていじめ被害者の情報が広く共有され、韓国国内における空間的な移動が被害者救済の措置となり得なくなっているのである。そのため、海外留学という形態をとってまで国外へ子どもを移し、いじめから「守る」といった現象が起こっているのである。

それでは、以上のようにいじめ問題が深刻な社会問題となっている韓国において、政府はどのような措置を講じているのだろうか。以下、いじめ問題への政府の対応について具体的に検討していきたい。

3. 韓国政府のいじめ問題への対応

韓国教育人的資源部は関連部署と共同で、学校暴力の発生件数を2005年から毎年5%ずつ2009年まで5年間で25%減少させていくことを決定した。これは、教育部が「学校暴力予防

及び対策 5 ヶ年計画」を青少年保護委員と市民団体の関係者、法律専門家などから構成される学校暴力対策企画委員会との審議を経て決定したものである。具体的な方案として、以下の 4 点が挙げられている。

- ① 関連プログラムの開発、普及および法律、医療、青少年分野などの専門家から構成される予防教育人材プールの構成、活用
- ② 効率的な申告及び処理のために現在機関別に運営されている学校暴力被害申告、相談網の単一化
- ③ 警察庁主管のもと教育部、行治部、法務部、文観部の協同で毎年 3, 4 月の 2 ヶ月間に「学校暴力加害者自首及び被害者申告期間」を運営
- ④ 地域教育庁に専門相談巡回教師の配置（2005 年時点で 308 名）を通して機関別にサイバー相談網を構築

計画は遂行中であるが、「学校暴力対策 5 ヶ年計画」を 1 年間推進した結果を教育人的資源部が 2007 年に発表している。それによれば、学校暴力の加害児童・生徒は減少傾向にあるが、学校暴力の被害報告はむしろ増加しており、脅迫、いじめなどの精神的な苦痛を受けているなど、その類型も多様化している。教育人的資源部の資料をもとに、2003～2006 年度に学校暴力で処分を受けた児童・生徒数を男女・学校種別にまとめたのが表 1、学校暴力の被害類型とその現状についてまとめたのが表 2 である。

<表 1> 学校暴力で処分をうけた児童・生徒数 (単位：人)

区分	年度	小学校		中学校		高等学校		計
		男	女	男	女	男	女	
総計	2003	145	52	3,109	1,814	1,662	987	7,769
	2004	251	57	2,908	1,806	1,663	803	7,488
	2005	133	51	2,652	1,593	1,553	622	6,604
	2006	130	48	2,430	1,507	1,365	787	6,267

出所：教育人的資源部報道資料 2007.2.26

<表 2> 学校暴力の被害類型と現状 (単位：%)

区分	身体的暴行被害	脅迫被害	金品被害	いじめ
2003 年度	2.79	1.11	3.49	0.92
2004 年度	2.51	3.08	4.22	0.63
2005 年度	2.60	3.58	5.00	2.99
2006 年度	2.86	4.26	5.23	3.21

出所：教育人的資源部報道資料 2007.2.26

身体的暴行、脅迫、いじめは、同じ学校の先輩やクラスメイトから受けている場合がほとんどで、金品被害は学校外の知らない児童・生徒から受ける場合が多い。さらに、青少年暴力予防財団の報告書⁽¹¹⁾によれば、小学生の加害比率の増加（2001年 8.5%、2002年 11.2%、2006年 17.8%）と女子児童の加害比率の増加（1999年 7.0%、2006年 31.8%）が指摘されている。以下に挙げているのは、女子児童、初等学生が加害者となった事例である。

アンサン Y 中学校の女学生が集団暴行を行なった事件でその暴行シーンの UCC（User Created Contents）が動画ウェブサイトにアップロードされ社会的な問題になった⁽¹²⁾。さらに、ソウルの Y 初等学校の児童が集団暴行を受けた後家出した事件が発生し、初等学校における学校暴力の深刻性が社会的にクローズアップされた。

このように「学校暴力予防及び対策 5 ヶ年基本計画」が樹立されて 1 年目にしてすでにその補完作業を行なわざるを得なくなった韓国政府は、1 年次の成果分析を土台に、補完すべき 3 大重点推進課題を以下のとおり選定した。

- ① 単位学校内の学校暴力対処システムの強化
- ② 単位学校構成員の学校暴力予防教育の強化
- ③ 汎部署、汎市民団体などとともに社会安全網の構築

さらに具体的な対策をいくつか挙げたい。まず、被害者保護対策として被害児童・生徒の身辺保護支援事業が実施される。これは、学校暴力の被害を受けた児童・生徒または、暴力の威圧を受け不安感を感じている児童・生徒や保護者が学校や教育庁に身辺保護を申請すれば、登下校時に学校暴力や威圧から保護を受けることができるというものである。この手続きは、被害児童・生徒または、保護者が身辺保護を要請（学校、教育庁）→該当事案受け取り→事案によって身辺保護支援機関を分類→学校および教育庁から機関に身辺保護を要請→身辺保護員派遣→被害児童・生徒の身辺保護支援→身辺保護員の活動結果を報告する、というプロセスになっている。さらに、被害児童・生徒の治療支援事業は 1 年次より行なわれており、全国 14 箇所の one-stop 支援センター⁽¹³⁾と 4 箇所の医療機関において引き続きうけることができる。また、2007 年 9 月に施行予定である「学校安全事故予防及び補償に関する法律」に従って、今後は「学校安全共済会」を通して学校暴力の被害児童・生徒に対する治療費の支援がなされる。

また、関連法の改訂も進められている。未成年者の場合、子女の行動に対して保護者も一定部分の責任を持たなければならないが、現行の法制度上、保護者の責任を強制するものがなく、子どもに対する理解不足による保護者・子ども間の軋轢が非行につながる傾向があり、加害児童・生徒の保護者に対する特別教育を法制度化し、保護者の責任件と子女指導に対する情報提供をともにしていく方針が示された。このため、「少年法」と「学校暴力予防および対策に関する法律」を改訂する予定であるとしている。

さらに、子どもの過剰なゲームへの没頭が、生活の不適応を招く、あるいはいじめの内容を過激化するという指摘から、インターネットなどの情報通信サービスの利用を制限するための法律を補完するという側面から現在、インターネット業界で自律的に運営中である「使用時間制限サービス」を保護者に積極的に広報し、今後、関連部署（情報通信部、文化観光部、国家

青少年委員会) 間の協議を通してインターネットなどの情報通信サービスの利用を制限するための法整備を検討中であるという。

一方で、児童・生徒・保護者・教員への教育も強化される。1 年次に引き続き、初・中等学生用学校暴力予防教育プログラムを開発・普及し、学期別に単位学校では学校暴力予防教育が 2 回以上必ず実施されるようになる。保護者への教育として、多角的な教育を実施するために各種企業の社員研修の時に「学校暴力予防のための子女指導法」講座を新設するなど、企業とともに保護者の教育を強化し、自営業に従事する保護者のためには週末や夜間に保護者への教育プログラムを開設する。保護者と子どもがともに参加するプログラムの活性化を通して保護者・子ども間の理解の幅を広げていこうという試みである。

教員の場合は、5 年毎に 1 回以上、生活指導関連の職務研修(15 時間)を履修させるとしている。

このように、深刻かつ複雑になりつつあるいじめ問題に対し、韓国政府は以上のような複数年計画を立て、実施していく中で改善・補完しながらその遂行に努めている。

おわりに

以上、韓国におけるいじめ問題を、広く青少年問題として概観し、その特徴や政府の対応について検討してきた。

韓国におけるいじめの大きな特徴は、組織的ないじめが行なわれていたという点である。しかもその組織はひとつの学校内に収まるものではなく、学校の枠を越えた一つのコミュニティとして存在していることである。これは、インターネットの普及により学校の枠組みをこえたコミュニケーションが可能となり、ネット上で組織されたいわば、「いじめネットワーク」というべきものである。この点に関しては、韓国政府が積極的に対応し、直接解散させるなど、して現在その数は大幅に減少したと発表している。この点は SNS⁽¹⁴⁾などの普及により、学校の枠を越えたコミュニティの形成が可能となった日本の学校においても起きうる現象であり、今後、十分注意を払わなければならないと考えられる。

具体的な対応策として韓国政府は、加害者の親に責任を科す法整備、被害者へは、身辺保護や、治療援助など手厚い保護など日本では行なわれていない政策を進めていることが明らかとなった。しかし、身辺保護の申請は、「私はいじめられている」というメッセージを付帯する。つまり、身辺保護の申請によっていじめの対象者が明確になり、さらにいじめが深刻化、あるいは被害者の孤立が助長されるという見方もあり、申請数もそれほど多く寄せられていないこと⁽¹⁵⁾などの課題も見える。当然ながら、これら他国の試みを安易に導入するのではなく、取り組みや方策が導入しようとしている国のいじめの状況や社会文化的コンテクストに適合しているかどうかを検討しなければならない。こうした検討課題については、今後、国際的な視点にたつ比較研究によって行なわれる必要がある。いずれにせよ、これらの対応策が実行されてからまだ日が浅く、その効果や課題点については、今後追って報告したいと思う。

注

- (1) 韓国青少年開発院『懸案青少年問題の分析研究－青少年サイバー逸脱と非行理論の適用』、2000年。
- (2) いじめを苦にした子どもの自殺が続いたことをうけ、文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導教育センターは2007年2月に『いじめ問題に関する取組事例集』を刊行し、各学校での対策を呼びかけている。
- (3) 2007年3月14日のYTNの報道によれば、暴力を受けていたり、受ける危険を感じた児童・生徒が担任や生活指導の教師に相談し、相談を受けた後、登下校に身辺保護が必要であると判断された場合、学校は、政府から委託を受けた警備会社に連絡し、保護要請をする。警備会社は、私服の要員を同行させる。2007年上半期で16の広域市、29の拠点地域からサービスを始め、下半期には68拠点に拡大する予定である。
- (4) いじめを示す単語の括弧内の翻訳は筆者によるものである。対応する日本語については再考の余地があると考えられるが、この点については別稿で検討したい。
- (5) 구본용, 1997年『青少年の集団つまはじきの原因と指導方案』青少年対話の広場、青少年相談研究所報告書29、pp.7-35。
- (6) 이해영, 김영철, 1999年『学生の集団つまはじきに対する対策研究』韓国教育開発院研究報告書、p.12。
- (7) 한준상, 이춘화, 임성택, 1999年『学校内暴力文化プログラム開発』韓国青少年開発院研究報告書、p.6
- (8) 京郷新聞、1995年8月8日付。この事件を契機に「青少年暴力予防財団」など学校暴力を根絶するための社会団体が発足し、学校暴力の深刻性が言論の注目を受けるようになった。
- (9) 『ウリ教育』2005年5月号に掲載(pp.80-83)されたソウルの中学校教師へのインタビューによれば、1995年学校暴力による自殺事件が大きく社会問題化し、政府はその背後に一陣会があるということをつきとめた。そこから一陣会は、犯罪集団として扱われ、存在が確認された学校ではその対応に追われた。1997年ごろになると塾での予習が拡散にともない、一陣会にも勉強のできる児童・生徒もかかわるようになる。2000年以降インターネットの普及により、ネット上に様々な一陣会コミュニティーが発生する。2001年にそれらは連合をなしたという。
- (10) 以下に提示する事例の出典はいずれも『朝鮮日報』2005年3月9日。
- (11) 韓国青少年予防財団2006年『2006年度学校暴力実態調査報告書』。
- (12) 『中央日報』2006年12月21日付。
- (13) 女性への暴力と学校暴力による被害者のための捜査と相談を一箇所で行う複合保護施設。2007年現在韓国全土に14箇所ある。
- (14) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) とは社会的ネッ

トワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

(15) 『中央日報』2007年4月7日。

参考文献

<日本語文献>

清水賢二編『世界のいじめ』信山社出版、2000年。

土屋 基規、P.K. スミス、添田 久美子、折出 健二編著『いじめととりくんだ国々ー日本と世界の学校におけるいじめへの対応と施策』ミネルヴァ書房、2005年。

森田洋司・清水賢二著『新訂版いじめー教室の病』金子書房、1994年。

森田洋司総監修『世界のいじめー各国の現状と取り組み』金子書房、1998年。

森田洋司監修『いじめの国際比較研究ー日本・イギリス・オランダ・ノルウェーの調査分析』金子書房、2001年。

<ハングル文献>

구본용『青少年の集団つまはじきの原因と指導方案』青少年対話の広場、青少年相談研究報告書 29、1997年。

김용태 외『いじめるこども、いじめられるこども』青少年対話の広場、1999年。

박경숙, 손희권, 송혜정, 『学生のワнта現象に関する研究』韓国教育開発院、1998年。

박진생「青少年集団つまはじきの原因と影響は何か?」『青少年集団つまはじきをどうするか?』ソウル家庭法院少年支援保護者協議会、1999年。

이혜영, 김영철『学生の集団つまはじきに対する対策研究』韓国教育開発院、1999年。

韓国青少年予防財団『2006年度学校暴力実態調査報告書』2006年。

한준상, 이춘화, 임성택『学校内暴力文化プログラム開発』韓国青少年開発院研究報、1999年。

Bullying issues in Korea

-Its reality and features-

TANAKA Mitsuharu , YAMASHITA Tatsuya

In this article, we intend to review the definition of bullying in Korea, its process of being recognized as social problem, and current national policies toward bullying issues, and also clarify the features of bullying issues in Korea.

In widely reviewing bullying issues in Korea as adolescence issues, both Japan and Korea, despite of their politics, economics and socio-cultural differences, have faced bullying issues and have been treating them as issues for which the governments need to take immediate actions to resolve. This implies that in the case of understanding and dealing with bullying issues in either country, the two countries stand in a mutual position and can cooperatively deal with the issues, based on their mutuality and difference.

Organized bullying has been one of the most common features of bullying in Korea. This type of bullying not only takes place in the school, but also spreads to communities outside of the school. The internet enables people to communicate with others outside of schools and thus this develops into 'bullying network' which is organized over the internet. This phenomenon will possibly happen in Japanese schools because of the rapid growth of internet use among people. Japanese schools should fully pay attention to this.

As specific responses to this phenomenon, the Korean government has taken actions in the development of laws which impose responsibility to assailants' guardians, and offer protection and treatment for victims, all of which have yet to be implemented in Japan. These attempts in Korea may not be easily adopted in Japan; it is very important to discuss whether or not these attempts fit in Japanese bullying situation and socio-cultural contexts. In order to make this come true, comparative research standing based on an international perspective is indispensable. Little time has passed since these attempts have been realized. We hope to report on the effectiveness and improvement of these attempts in the near future.